



◆ 住民自治条例の進め方は
従来、重要な課題の検討
にはワーキンググループを設
置してきたが、今回の住民自
治条例の研究についてはどの
ようにするのか。 (小野)

◆ 住民自治条例は必要なのか
問 住民自治基本条例は規定
される市民権利の乱用により
行政に混乱を招き、反体制運
動を行う左翼活動家など、彼
らの主張に根拠を与えてしま
った自治体もある。声なき市

答 昨年に引き続き、本年度も3月22日から4月1日までの間延長と土・日曜日の開庁を行い行政サービスの向上と利便性を高める。

◆窓口機能の強化を

総合窓口の設置は。(今井)

答 窓口サービス検討の結果出来るだけ一力所で対応でき

る体制を整えた。

◆ 転出入対応で時間延長等
市役所窓口の時間延長と
支所への業務取扱拡大は。
営の場合と比較して830万円の
減額となっている。今後も業
務委託の効果を見極め推進し
ていく。

(今井)

民を排除しかねない住民自治基本条例の制定をなぜ、何のために制定したいと考えるのか、その真意は。

◆退職手当償想定せず
問 退職金を借金で賄う「退職手当責一」を発行する見込み
うに考えるか。（井野答） 定年六ヵ月前に役職を解く考え方であるが、適用役職範囲、運用方法等、十月からの実施に向け理解されるものとなるよう更に検討したい。

◆より行政改革を
問 市職員数について、退職者の50%補充という形にすれば血の出ない削減となると思うがどうか。（伊藤）

役職定年制 運用は 慎重に

問 検討委員会での結論はどのよ
うなものか。（柴田）
答 新たな入札方法として、
一定の条件に合えば誰でも入
札に参加できる一般競争入札
を中心とした方法に改める方
向で検討している。

現段階では想定していない。
定年退職者は平成20年以降も、
毎年継続的に20人前後予定。

◆地域手当一年遅れで導入

問 地域手当について。(五味)

答 人事院勧告において、18年度から始まつた新給与制度
で新たに設けられた手当である。本市では一年遅れで来年
度から導入するものである。

お知らせ
窓口業務の取扱時間を見直します

今では、駅で一度に多くの荷物を運ぶことが多くなっており、それに応じて次回開催の荷物預け手配は、窓口取扱いが最も多くなっています。

しかし、国、県、市町村の各種規制により、荷物預け手配もまた減少傾向にある一方で、日用品や衣服などの手配、預託・譲渡などの需要が高まっています。同時に、手配ができる窓口数も減っています。

そこで、この度、各窓口の取扱時間を見直すことにいたしました。

■ 明　日　3月22日(木)～3月16日(金)
□ 3月22日～23日 20時～20時30分
午後7時～8時30分
□ 3月24日～25日 18時～18時30分
午後6時～6時30分

職員管理は市民の理解と
市民サービスを第一に

入札制度改善の早急な対応を

3月22日から4月1日まで
市役所窓口の時間延長が行われた